

第6章 環境の保全についての配慮事項

本事業の計画策定において、本調査計画書策定までの段階で、環境の保全について配慮した事項を以下に示す。

6.1 公的な計画及び指針との整合性

埼玉県及び構成市町によって策定されている公的な計画等のうち、本事業と関連のあるものは、表6.1-1に示すとおりである。

これらの公的な計画等に記載される内容のうち、対象事業に関連する内容を抜粋し、本事業において配慮することとした事項は、表6.1-2に示すとおりである。

表6.1-1 事業と関連のある公的な計画等

自治体	計画等の名称
埼玉県	埼玉県5か年計画～日本一暮らしやすい埼玉へ～（令和4年度～令和8年度）（令和4年3月）
	埼玉県環境基本計画（令和4年度～令和8年度）（令和4年4月）
	埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版（令和5年3月）
	第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（令和3年3月）
東南部地域5市1町（草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町）	「ゼロカーボンシティ」共同宣言（令和3年4月）
越谷市	越谷市環境管理計画（2021～2030年度）（令和3年4月）
	越谷市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）（令和3年3月）
吉川市	第4次吉川市一般廃棄物処理基本計画（令和5年3月）
松伏町	松伏町一般廃棄物処理基本計画（令和6年3月）
草加市	草加市ごみ処理基本計画（平成29年3月）
八潮市	八潮市一般廃棄物処理基本計画～ごみ処理編～（令和4年3月）
三郷市	三郷市一般廃棄物処理基本計画（令和2年3月）

表6.1-2(1) 公的な計画等を反映した配慮事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>埼玉県5か年計画～日本一暮らしやすい埼玉へ～（令和4年度～令和8年度） （令和4年3月）</p>	<p>【埼玉県の目指す3つの将来像】 2030年やその先の2040年を見据えて、安心・安全の追究Resilience（レジリエンス）、誰もが輝く社会Empowerment（エンパワメント）、持続可能な成長Sustainability（サステナビリティ）の3つの将来像の実現を目指します。</p> <p>【将来像の実現に向けた基本姿勢】 ①埼玉版SDGsの推進 ②新たな社会に向けた変革</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備の導入に努める。 ・供用時の廃棄物処理は、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施するとともに、分別回収の上、減量化及び再利用・再資源化の向上に努める。 ・熱エネルギーの有効利用や廃棄物の堆肥化による温室効果ガス排出量の削減等を行う事で、低炭素で地球にやさしいエネルギー社会への転換に努める。
<p>埼玉県環境基本計画 （令和4年度～令和8年度） （令和4年4月）</p>	<p>【長期的な目標】 ①温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり ②安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり ③あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり</p> <p>【施策の方向】 ①気候変動対策の推進 ②資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進 ③みどりの保全と創出 ④生物多様性と生態系の保全 ⑤恵み豊かな川との共生と水環境の保全 ⑥安全な大気環境や身近な生活環境の保全 ⑦経済との好循環と環境科学・技術の振興 ⑧地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備の導入に努める。 ・排出ガス対策型、低騒音・低振動型の建設機械の採用や、建設機械の整備点検等により、工事の実施に伴う公害の防止、自然環境の保全に努める。 ・工事中の廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理・処分する。 ・熱エネルギーの有効利用や廃棄物の堆肥化による温室効果ガス排出量の削減等を行う事で、低炭素で地球にやさしいエネルギー社会への転換に努める。
<p>埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版 （令和5年3月）</p>	<p>県内の温室効果ガスの削減に際し、以下の削減目標と計画推進の方向性が示されている。</p> <p>【削減目標】 令和12年度（2030年度）における埼玉県の温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）比46%削減する。</p> <p>【計画推進の方向性】 ①行政、事業者、県民など全ての主体が協働した「ワンチーム埼玉」での対策の推進 ②カーボンニュートラルの実現に向けた緩和策の推進 ③持続可能なまちづくりやサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行 ④気候変動への適応策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備の導入に努める。 ・排出ガス対策型、低騒音・低振動型の建設機械の採用や、建設機械の整備点検等により、工事の実施に伴う公害の防止、自然環境の保全に努める。 ・工事中の廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理・処分する。 ・供用時の廃棄物処理は、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施するとともに、分別回収の上、減量化及び再利用・再資源化の向上に努める。 ・熱エネルギーの有効利用や廃棄物の堆肥化による温室効果ガス排出量の削減等を行う事で、低炭素で地球にやさしいエネルギー社会への転換に努める。

表6.1-2(2) 公的な計画等を反映した配慮事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>「ゼロカーボンシティ」共同宣言 (令和3年4月)</p>	<p>【共同宣言内容(抜粋)】 埼玉県東南部地域5市1町(草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町)では、1965年から可燃ごみとし尿の共同処理を行うほか、これまで様々な分野における広域連携の取組を推進しており、2050年に向けて、これまでの経験と各自治体の特性を活かした「ゼロカーボンシティ」の実現と圏域の活性化に繋がる取組が期待されています。このことから、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町の5市1町は、国際社会の一員として、圏域内の住民や事業者等と協働し、将来にわたり持続可能な脱炭素社会の構築に向けて、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指すことを共同で宣言します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備の導入に努める。 ・熱エネルギーの有効利用や廃棄物の堆肥化による温室効果ガス排出量の削減等を行う事で、低炭素で地球にやさしいエネルギー社会への転換に努める。
<p>越谷市環境管理計画 (2021～2030年度) (令和3年4月)</p>	<p>【望ましい環境像】 「みんなで創ろう 越谷の豊かな環境と未来」</p> <p>【基本理念】 基本理念1 環境面から社会・経済課題の同時解決 基本理念2 行政・市民・事業者の協働 基本理念3 地域資源の持続的な活用</p> <p>【基本目標】 基本目標1 「脱炭素社会の構築」 基本目標2 「気候変動影響への適応」 基本目標3 「資源循環型の地域形成」 基本目標4 「生物多様性の保全と回復」 基本目標5 「安全で安心な生活環境の形成」 基本目標6 「人づくり、参加・協働」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備の導入に努める。 ・排出ガス対策型、低騒音・低振動型の建設機械の採用や、建設機械の整備点検等により、工事の実施に伴う公害の防止、自然環境の保全に努める。 ・工事中の廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理・処分する。 ・熱エネルギーの有効利用や廃棄物の堆肥化による温室効果ガス排出量の削減等を行う事で、低炭素で地球にやさしいエネルギー社会への転換に努める。
<p>「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画」 (令和3年3月)</p>	<p>【将来像】 『県、市町村、県民及び事業者などの全てのステークホルダーのパートナーシップによる「持続可能で環境にやさしい循環型社会」の実現』</p> <p>【目標値】 ○事業系一般廃棄物 ・令和7年度の年間最終処分量の目標値を平成30年度より16%削減した451千トンとする。 ○産業廃棄物 ・令和7年度の年間最終処分量の目標値を平成30年度より5.7%削減した150千トンとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の堆肥化による温室効果ガス排出量の削減等を行う事で、資源循環の推進に努める。 ・工事中における廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理・処分する。 ・供用時の廃棄物処理は、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施するとともに、分別回収の上、減量化及び再利用・再資源化の向上に努める。

表6.1-2(3) 公的な計画等を反映した配慮事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>「越谷市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）」 (令和3年4月)</p>	<p>【基本理念】 『市民がつくる 持続可能な資源循環のまち こしがや』</p> <p>【基本方針】 (1)市民・事業者との協働による資源循環の推進 (2)排出事業者等による主体的なごみの減量・資源化の促進 (3)新たなごみ収集・処理システムの構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の堆肥化による温室効果ガス排出量の削減等を行う事で、資源循環の推進に努める。 ・ 工事中における廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理・処分する。
<p>「第4次吉川市一般廃棄物処理基本計画」 (令和5年3月)</p>	<p>【基本方針】 (1)ごみの発生抑制・資源化の推進 (2)持続可能なごみ処理システムの構築 (3)市民・事業者・行政の連携促進</p>	
<p>「松伏町一般廃棄物処理基本計画」 (令和6年3月)</p>	<p>【基本理念】 『みんなで拓く持続可能な資源循環のまち まつぶし』</p> <p>【基本方針】 (1)町民、事業者、行政との協働による資源循環の推進 (2)ごみの排出抑制と資源化の推進 (3)安定的なごみ処理体制の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供用時の廃棄物処理は、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施するとともに、分別回収の上、減量化及び再利用・再資源化の向上に努める。
<p>「草加市ごみ処理基本計画」 (平成29年3月)</p>	<p>【基本理念】 『ともに力をあわせてつくる循環型社会～快適都市 そうかを目指して～』</p> <p>【基本方針】 (1)優先順位をつけて施策を推進 (2)力をあわせて循環型社会の構築 (3)循環型社会を支えるごみ処理施策の推進</p>	
<p>「八潮市一般廃棄物処理基本計画～ごみ処理編～」 (令和4年3月)</p>	<p>【基本理念】 『市民、事業者、市の共生・協働による持続可能な循環型社会の実現』</p> <p>【基本方針】 (1)市民、事業者への啓発の推進 (2)減量化及び資源化の促進 (3)安全で適切な処理体制の構築 (4)SDGsの理解促進と行動改革</p>	
<p>「三郷市一般廃棄物処理基本計画」 (令和2年3月)</p>	<p>【基本理念】 『日常生活の中で省資源、省エネルギーなどの環境負荷の少ない社会システムやライフスタイルを取り入れ、地球環境保全及び資源循環に貢献するとともに、効率的かつ安定したごみ処理と災害に強い強靱な処理体制づくりを市民、事業者、行政が一体となって目指すこと』</p> <p>【基本方針】 (1)5R が根付いた地域社会の形成 (2)市民・事業者・市の役割分担とパートナーシップによる地域循環の推進 (3)安心・安全で環境負荷が少なく、強靱な処理体制の構築</p>	

6.2 回避または低減の配慮を図るべき地域

6.2.1 法律または条例の規定により指定された地域

環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域について、計画地及びその周辺地域（計画区域の周囲3km以内の地域のうち計画区域を除く範囲）における指定状況は表6.2-1に示すとおりである。

計画地は、特定猟具使用禁止区域（銃）、河川保全区域、地下水採取規制区域、都市地域、市街化調整区域、農業振興地域に指定されている。

6.2.2 その他の配慮すべき地域

計画地及びその周辺地域（計画区域の周囲3km以内の地域のうち計画地を除く範囲）の法令等による指定地域以外で配慮すべき地域の分布は、表6.2-2に示すとおりである。

表6.2-1 環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域

指定地域		指定等の有無		関係法令等	
		計画地	周辺地域		
自然保護	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	×	
	自然環境保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	×	
		県自然環境保全地域	×	×	埼玉県自然環境保全条例
	自然遺産	×	×	世界遺産条約	
	緑地	近郊緑地保全区域	×	×	首都圏近郊緑地保全法
		特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法
		ふるさとの緑の景観地	×	×	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
	動植物保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		特別保護地区	×	×	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
		鳥獣保護区	×	○	
		特定猟具使用禁止区域(銃)	○	○	
指定猟法禁止区域		×	×		
登録簿に掲げられる湿地の区域		×	×	ラムサール条約	
国土防災	急傾斜地崩壊危険区域	×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
	地すべり防止区域	×	×	地すべり等防止法	
	砂防指定地	×	×	砂防法	
	保安林	×	×	森林法	
	河川区域	×	○	河川法	
	河川保全区域	○	○		
	土砂災害警戒区域	×	×	土砂災害防止法	
	地下水採取規制地域	×	×	工業用水法	
×		×	建築物用地下水の採取の規制に関する法律		
○		○	埼玉県生活環境保全条例		
土地利用	都市地域	○	○	都市計画法	
	市街化区域	×	○		
	市街化調整区域	○	○		
	その他の用途地域	×	○		
	農業振興地域	○	○	農業振興地域の整備に関する法律	
	農用地区域	×	○		
	森林地域	×	×	森林法	
	国有林	×	×		
地域森林計画対象民有林	×	○			
文化財保護	史跡・名勝・天然記念物(国・県・市指定)	×	○	文化財保護法	
		×	○	埼玉県文化財保護条例	
		×	○	越谷市文化財保護条例	
		×	○	吉川市文化財保護条例	
		×	○	松伏町文化財保護条例	
景観保全	風致地区	×	×	都市計画法	
	景観計画地(一般課題対応区域)	×	○	埼玉県景観条例	
	景観計画地(特定課題対応区域)	×	×		
	景観計画地(景観形成推進区域)	×	×		

注：指定等の有無の「○」は指定あり、「×」は指定なしであることを示す。

表6.2-2 配慮されるべき地域とその分布状況

区分	配慮されるべき地域	計画地及び周辺地域の状況	該当
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	既に環境が著しく悪化し、又は悪化するおそれがある地域	計画地及びその周辺地域には、項目によって環境基準を上回る地域が存在するため、環境保全上、配慮すべき地域である。	○
	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存する地域及び良好な又は主として良好な住居の環境を保護すべき地域	計画地周辺には学校、病院、住居等が分布していることから、環境保全上、配慮すべき地域である。	○
	環境が悪化しやすい閉鎖性水域等	計画地及びその周辺地域には分布しない。	×
	水道水源水域及び湧水池につながる地下水	計画地及びその周辺地域には分布しない。	×
	水田、ため池、農業用水路等の保水機能	計画地及びその周辺地域には、田畑、農業用水路が分布するが、良好な保水機能を有する地域ではない。	×
	現状の地形を活かした土地の改変量抑制	現状の地形を活かした土地利用計画であり、大規模な土地の改変等は行わない。	×
	重要な地形、地質及び自然現象	計画区域及びその周辺地域には分布しない。	×
	災害の危険性のある地域又は防災上重要な役割を果たしている地域	計画地及びその周辺地域は災害の危険性が高い地域に分布している。	○
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブックその他の調査研究資料において貴重とされている種の生息・生育環境	計画地及びその周辺地域にはシラコバトなど環境省レッドリスト及び埼玉県レッドデータブック掲載種の確認記録がある。	○
	原生林その他の森林、湿地等多様な生物の生息・生育環境を形成している地域その他生態系保全上特に重要な地域	計画地及びその周辺地域には、動物、植物の生息・生育空間が存在していないため、環境保全上、配慮すべき地域ではない。	×
	動植物の生息・生育空間の分断及び孤立化の回避	計画地及びその周辺地域には、動物、植物の生息・生育空間が存在していないため、環境保全上、配慮すべき地域ではない。	×
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	傑出した自然景観並びに地域のランドマーク及びスカイライン等埼玉県の原風景や特色ある情景を形作っている景観	計画地及びその周辺地域には分布していない。	×
	里山、屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境	計画地及びその周辺地域には寺社が立地しているため、環境保全上、配慮すべき地域である。	○
	すぐれた自然の風景地等人が自然とふれあう場	計画地及びその周辺地域には元荒川、新方川、中川等が分布していることから環境保全上、配慮すべき地域である。	○
	水辺や身近な緑等地域住民が日常的に自然とふれあう場	計画地及びその周辺地域には元荒川、新方川、中川等が分布していることから環境保全上、配慮すべき地域である。	○
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項	文化財及びこれに準ずる歴史的建造物、町並み等並びにその周囲の雰囲気	計画地及びその周辺地域には、文化財が分布している。	○
	廃棄物等の排出抑制及びリサイクル	法律等に準拠し、実行可能な範囲で排出抑制及びリサイクルを推進する。	○
	温室効果ガス等の排出抑制	実行可能な範囲で温室効果ガスの排出を抑制した計画とする。	○
一般環境中の放射性物質について留意されるべき配慮事項	温室効果ガスの吸収源整備	実行可能な範囲で温室効果ガスの吸収源を整備する計画とする。	○
	放射性物質の拡散・流出による影響	計画地及びその周辺地域には、放射性物質が高い地域は分布していない。	×

注：該当の「○」は計画区域又は計画区域周辺が該当する、「×」は計画区域又は計画区域周辺が該当しないことを示す。

6.3 対象事業の立地回避が困難な理由

6.3.1 当該予定地において対象事業を実施することが必要な理由

組合が第一工場及び第二工場は、構成市町から排出される可燃ごみの処理を担ってきた。第一工場は、老朽化が進行していたことから、平成28年度（2016年度）～令和元年度（2019年度）の4年間で基幹的設備改良工事を行い、延命化を図っていたが、一般的に廃棄物処理施設は、他の施設と比較すると性能低下や摩耗の進行が速く、施設全体としての耐用年数が短いとされており、供用年数が概ね20年～25年程度で廃止を迎える施設が多くなっている。供用年数は概ね20年～25年程度で廃止を迎える施設が多くなっていることから、今後の稼働については、施設の更新が必要となる。今後も安心・安全で持続可能なごみ処理を行うため、第一工場の設備更新にかかる事業を推進することを目的とし、組合では、既存の第一工場を運営しながらプラント設備を更新することとしたものである。

6.3.2 対象事業の実施区域の変更が困難な理由

計画地は前項で示したように、既存の第一工場を稼働させながらプラント設備を更新するため、代替地の選定は行わないものとする。

6.4 対象事業による影響の回避または低減措置の検討

計画策定の段階において、表6.2-1及び表6.2-2に示した内容を考慮し、本事業における影響の回避、低減について検討を行った。

本事業における影響の回避または低減措置は、表6.4-1に示すとおりである。

表6.4-1 対象事業による影響の回避又は低減措置の検討

区分	調査計画書作成までに 配慮した事項及びその内容	今後計画の熟度に応じて 配慮していく事項及びその配慮の方針	配慮が困難な事項 及びその理由
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・排ガス濃度は、法令に基づく基準値と同等以上の厳しい基準値とする。 ・廃棄物運搬車両の主な走行ルートは、既存の第一工場と同様のルートとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地の周辺には学校、病院、住居等が近接しているため、これら配慮が特に必要な施設への影響の回避又は低減に努める。 	特になし
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	特になし	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地周辺において注目すべき種が確認された場合は、その生息・生育環境への影響の回避または低減に努める。 	
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	特になし	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地周辺に分布する主要な眺望景観や自然とのふれあいの場への影響が予測される場合は、それらの影響の回避または低減に努める。 	
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・余熱利用として、タービン発電機による発電を行うとともに、熱利用を行う計画とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努める。 ・温室効果ガスの排出抑制に努める。 	

本書で使用している地形図は、国土地理院発行の電子地形図25000及び電子地形図（タイル）を使用している。

空中写真は、国土地理院撮影の空中写真（2019年撮影）を使用している。